

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 メンタルヘルス対策に関する事項

##### (1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間(令和2年11月1日から令和3年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は10.1%[令和2年調査9.2%]となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は8.8%[同7.8%]、退職した労働者がいた事業所の割合は4.1%[同3.7%]となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.5%[同0.4%]、退職した労働者の割合は0.2%[同0.1%]となっている。(第1表)

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者  
又は退職した労働者がいた事業所割合及び労働者割合

(単位:%)

区 分	事業所計 <sup>1)</sup>	該当する労働者がいた	(複数回答)		常用労働者計	連続1か月以上休業した労働者 <sup>2)</sup>	退職した労働者 <sup>2)3)</sup>
			連続1か月以上休業した労働者がいた <sup>2)</sup>	退職した労働者がいた <sup>2)3)</sup>			
<b>令和3年</b>	<b>100.0</b>	<b>10.1</b>	<b>8.8</b>	<b>4.1</b>	<b>100.0</b>	<b>0.5</b>	<b>0.2</b>
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	94.0	92.5	68.6	100.0	0.9	0.2
500～999人	100.0	80.5	77.0	49.3	100.0	0.9	0.2
300～499人	100.0	69.2	65.0	33.2	100.0	0.7	0.2
100～299人	100.0	39.0	36.5	13.9	100.0	0.5	0.1
50～99人	100.0	25.5	22.1	12.9	100.0	0.5	0.2
30～49人	100.0	9.2	8.2	2.9	100.0	0.3	0.1
10～29人	100.0	5.4	4.4	2.0	100.0	0.4	0.2
(産業)							
農業, 林業(林業に限る。)	100.0	10.0	6.9	6.1	100.0	0.3	0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	3.1	1.8	1.3	100.0	0.1	0.1
建設業	100.0	5.6	3.3	3.2	100.0	0.3	0.2
製造業	100.0	15.9	13.3	6.4	100.0	0.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.8	33.5	6.9	100.0	1.2	0.2
情報通信業	100.0	29.6	26.7	11.7	100.0	1.2	0.3
運輸業, 郵便業	100.0	8.6	7.9	2.5	100.0	0.4	0.1
卸売業, 小売業	100.0	9.6	8.5	3.9	100.0	0.6	0.2
金融業, 保険業	100.0	17.1	15.9	6.3	100.0	1.2	0.3
不動産業, 物品賃貸業	100.0	9.5	8.7	2.8	100.0	0.4	0.1
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	17.7	14.6	5.9	100.0	0.8	0.2
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	0.8	0.7	0.2	100.0	0.0	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	5.6	5.4	0.7	100.0	0.3	0.1
教育, 学習支援業	100.0	12.0	9.8	6.2	100.0	0.4	0.2
医療, 福祉	100.0	10.4	9.7	5.2	100.0	0.5	0.3
複合サービス事業	100.0	23.4	20.6	7.3	100.0	0.8	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.9	8.8	4.6	100.0	0.3	0.1
令和2年	100.0	9.2	7.8	3.7	100.0	0.4	0.1

注:1)「事業所計」には、該当する労働者がいなかった事業所を含む。

2)「連続1か月以上休業した労働者」及び「退職した労働者」には、受け入れている派遣労働者は含まない。

3) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 59.2%[令和2年調査 61.4%]となっている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「ストレスチェックの実施」が 65.2%[同 62.7%]と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を含む)」が 54.7%[同 55.5%]となっている。(第2表)

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

区分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 <sup>1)</sup>	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
		メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	
					メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供			
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 59.2 ]	100.0	25.8	22.0	34.7	34.7	30.5	13.9	54.7	35.5
1,000人以上	[ 98.6 ]	100.0	84.5	65.1	82.0	80.8	81.6	53.9	96.8	72.1
500～999人	[ 99.7 ]	100.0	74.8	53.3	65.6	68.2	65.1	44.7	89.7	59.5
300～499人	[ 97.9 ]	100.0	68.8	42.6	58.1	60.9	57.1	37.7	92.1	49.1
100～299人	[ 97.4 ]	100.0	62.1	33.1	50.7	45.8	42.9	23.9	81.4	49.4
50～99人	[ 92.2 ]	100.0	55.3	25.9	47.9	39.4	35.8	22.5	77.1	48.0
30～49人	[ 70.7 ]	100.0	22.7	20.4	37.5	35.6	30.5	16.0	55.8	35.6
10～29人	[ 49.6 ]	100.0	13.6	19.2	27.9	31.0	26.5	9.0	44.6	30.1
(再掲)50人以上	[ 94.4 ]	100.0	58.9	30.1	50.1	43.7	40.4	24.6	79.7	49.0
<b>令和2年</b> (事業所規模)	[ 61.4 ]	100.0	35.9	20.7	37.0	33.0	30.9	14.4	55.5	36.0
50人以上	[ 92.8 ]	100.0	63.5	32.5	52.8	42.7	39.3	24.2	79.6	50.6
30～49人	[ 69.1 ]	100.0	36.2	21.7	40.2	38.8	33.2	14.8	53.0	30.0
10～29人	[ 53.5 ]	100.0	26.1	16.2	30.6	28.2	27.4	10.9	47.7	32.3

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
	ストレスチェックの実施 <sup>2)</sup>	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	その他
				地域産業保健センター(地域窓口)を活用	産業保健総合支援センターを活用	医療機関を活用	他の外部機関を活用 <sup>3)</sup>		
<b>令和3年</b> (事業所規模)	65.2	24.8	50.2	4.8	4.8	11.8	13.7	50.2	1.7
1,000人以上	99.1	84.1	93.4	2.5	14.4	23.1	43.2	88.4	3.4
500～999人	97.0	70.8	85.9	8.0	5.8	27.2	31.7	81.4	3.6
300～499人	99.2	56.1	79.9	3.8	5.6	22.6	23.8	70.7	1.6
100～299人	98.3	40.0	64.2	1.4	4.4	17.9	18.5	63.5	1.3
50～99人	93.7	28.8	54.1	4.9	4.5	17.2	17.4	48.9	0.3
30～49人	63.3	24.9	52.9	6.8	9.3	12.3	12.6	52.0	2.3
10～29人	53.7	20.6	45.7	4.6	3.5	9.3	12.1	47.5	2.0
(再掲)50人以上	95.6	35.4	59.8	3.8	4.7	18.0	18.7	55.9	0.8
<b>令和2年</b> (事業所規模)	62.7	24.8	50.7	4.3	3.9	11.3	15.8	53.8	2.8
50人以上	91.5	34.2	59.3	3.2	5.2	19.9	17.1	59.0	2.9
30～49人	62.4	25.6	44.0	6.6	3.6	12.2	15.5	57.9	2.1
10～29人	52.7	21.2	49.4	4.1	3.5	8.1	15.4	51.0	2.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。

2) 令和2年は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェックの実施)」として調査を行った。

3) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

### (3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は76.4%[令和2年調査 78.6%]であり、その中で分析結果を活用した事業所の割合は79.9%[同 79.6%]となっている(第3表)。

第3表 ストレスチェック結果の集団ごとの分析の実施の有無、分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位: %)

区 分	ストレスチェックを実施した事業所計 <sup>1)2)</sup>		ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施していない
	[ 65.2 ]	100.0	76.4	22.3
<b>令和3年</b> (事業所規模)				
1,000人以上	[ 99.1 ]	100.0	95.0	4.8
500～999人	[ 97.0 ]	100.0	90.9	8.8
300～499人	[ 99.2 ]	100.0	88.2	9.6
100～299人	[ 98.3 ]	100.0	78.4	20.1
50～99人	[ 93.7 ]	100.0	75.1	24.0
30～49人	[ 63.3 ]	100.0	82.5	16.2
10～29人	[ 53.7 ]	100.0	73.6	25.0
(再掲) 50人以上	[ 95.6 ]	100.0	77.4	21.4
令和2年	[ 62.7 ]	100.0	78.6	20.7

  

区 分	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した <sup>3)4)</sup>		分析結果の活用内容(複数回答)					
	( 76.4 )	100.0	分析結果を活用した <sup>5)</sup>	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	職場の物理的環境の見直し	
<b>令和3年</b> (事業所規模)			79.9	<100.0>	< 33.9>	< 34.1>	< 53.3>	< 21.3>
1,000人以上	( 95.0 )	100.0	93.6	<100.0>	< 35.3>	< 32.2>	< 49.6>	< 20.5>
500～999人	( 90.9 )	100.0	88.9	<100.0>	< 33.2>	< 29.5>	< 43.5>	< 28.8>
300～499人	( 88.2 )	100.0	85.8	<100.0>	< 31.1>	< 23.8>	< 43.2>	< 14.5>
100～299人	( 78.4 )	100.0	84.0	<100.0>	< 28.9>	< 29.3>	< 50.7>	< 20.0>
50～99人	( 75.1 )	100.0	79.0	<100.0>	< 26.6>	< 26.3>	< 48.0>	< 21.2>
30～49人	( 82.5 )	100.0	81.0	<100.0>	< 37.4>	< 35.5>	< 71.4>	< 30.4>
10～29人	( 73.6 )	100.0	78.3	<100.0>	< 36.9>	< 38.8>	< 49.9>	< 18.3>
(再掲) 50人以上	( 77.4 )	100.0	81.6	<100.0>	< 28.0>	< 27.4>	< 48.6>	< 20.6>
令和2年	( 78.6 )	100.0	79.6	<100.0>	< 29.1>	< 26.1>	< 53.6>	< 21.7>

  

区 分	分析結果の活用内容(複数回答)						分析結果を特に活用していない
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会で審議	その他	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	< 41.1>	< 44.6>	< 27.5>	< 9.9>	< 35.2>	< 7.3>	16.8
1,000人以上	< 38.6>	< 51.9>	< 47.3>	< 11.7>	< 54.8>	< 15.3>	6.0
500～999人	< 45.7>	< 54.7>	< 41.4>	< 9.5>	< 65.2>	< 8.3>	10.7
300～499人	< 32.0>	< 43.4>	< 24.5>	< 5.2>	< 58.6>	< 11.5>	13.5
100～299人	< 35.3>	< 41.2>	< 24.6>	< 8.5>	< 56.1>	< 6.5>	14.1
50～99人	< 33.8>	< 40.6>	< 24.3>	< 6.6>	< 60.7>	< 7.8>	19.9
30～49人	< 51.6>	< 50.5>	< 30.5>	< 13.2>	< 30.8>	< 7.6>	13.5
10～29人	< 42.0>	< 44.4>	< 28.0>	< 10.6>	< 18.7>	< 6.8>	17.8
(再掲) 50人以上	< 34.7>	< 41.7>	< 25.3>	< 7.4>	< 59.0>	< 7.7>	17.1
令和2年	< 41.7>	< 48.1>	< 26.4>	< 9.5>	< 45.4>	< 6.5>	17.3

注:1) [ ]は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施した事業所の割合である。

2) 「ストレスチェックを実施した事業所計」には、「ストレスチェック結果の集団ごとの分析の有無不明」を含む。

3) ( )は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した事業所の割合である。

4) 「ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した」には、「分析結果の活用の有無不明」を含む。

5) < >は、分析結果を活用した事業所のうち、分析結果の活用内容(複数回答)別にみた割合である。

## 2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

### (1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合は 12.4%[令和2年調査 13.2%]となっている。

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は71.8%[同68.5%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質)を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は66.2%[同57.1%]となっている。(第4表)

第4表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している <sup>3)</sup>	リスクアセスメントについて			該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)していない	
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない		
<b>令和3年</b>							
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 12.4 ]	100.0	78.0 (100.0)	( 71.8)	( 22.4)	( 5.8)	9.5
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	49.8 (100.0)	( 66.2)	( 25.9)	( 7.9)	8.9
<b>令和2年</b>							
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 13.2 ]	100.0	67.2 (100.0)	( 68.5)	( 24.1)	( 7.3)	10.6
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	52.5 (100.0)	( 57.1)	( 32.9)	( 10.0)	11.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合である。

2) 「化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計」には、「該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している事業所のうち、リスクアセスメントの実施状況別にみた割合である。

### (2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 2.3%[令和2年調査 2.4%]となっている。

労働安全衛生法第57条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は66.3%[同62.4%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は69.9%[同53.6%]となっている。(第5表)

第5表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない	
			すべての製品に表示している	一部の製品に表示している	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない		
<b>令和3年</b>								
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[ 2.3 ]	100.0	71.0 (100.0)	( 66.3)	( 18.1)	( 1.9)	( 13.6)	15.8
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	47.2 (100.0)	( 69.9)	( 14.7)	( 5.7)	( 9.8)	16.5
<b>令和2年</b>								
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[ 2.4 ]	100.0	58.2 (100.0)	( 62.4)	( 4.8)	( 11.0)	( 21.8)	9.0
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	43.2 (100.0)	( 53.6)	( 4.3)	( 15.4)	( 26.7)	15.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、GHSラベルの表示状況別にみた割合である。

### (3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は74.5%[令和2年調査71.5%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は77.9%[同62.2%]となっている(第6表)。

第6表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	安全データシート(SDS)の交付状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない	
			すべての製品に交付している <sup>4)</sup>	一部の製品に交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない		
<b>令和3年</b>								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 2.3 ]	100.0	71.0 (100.0)	( 74.5)	( 6.6)	( 11.3)	( 7.6)	15.8
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	47.2 (100.0)	( 77.9)	( 3.6)	( 16.1)	( 2.4)	16.5
<b>令和2年</b>								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 2.4 ]	100.0	58.2 (100.0)	( 71.5)	( 2.5)	( 18.9)	( 7.2)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	43.2 (100.0)	( 62.2)	( 2.0)	( 26.1)	( 9.7)	15.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート(SDS)の交付状況別にみた割合である。

4) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合を含む。

### 3 建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項

#### (1) 吹付材等における石綿の使用状況

事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所の割合は 2.9%となっている。

このうち、石綿が使用されている吹付材等がある事業所の割合は 19.5%となっている。(第7表)

第7表 吹付材等における石綿の使用状況別事業所割合

<令和3年> (単位:%)

区分	事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所計 <sup>1)2)3)</sup>		吹付材等における石綿の使用状況			
			吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがある	石綿が使用されている吹付材等がある	石綿が使用されている吹付材等がない	吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがない
(事業所規模)	[ 2.9]	100.0	71.5	19.5	52.0	11.5
1,000人以上	[ 16.6]	100.0	95.2	36.0	59.2	4.3
500～999人	[ 9.5]	100.0	99.4	38.8	60.6	0.3
300～499人	[ 8.5]	100.0	95.8	53.8	42.1	3.6
100～299人	[ 7.0]	100.0	83.8	20.7	63.1	5.8
50～99人	[ 5.6]	100.0	89.7	14.5	75.2	6.2
30～49人	[ 2.2]	100.0	79.1	13.9	65.2	1.6
10～29人	[ 2.4]	100.0	60.6	20.0	40.6	16.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所の割合である。

2) 「事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所計」には、「吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがあるかどうか分からない」を含む。

3) 「吹付材等」は、吹付材、耐火被覆材、保温材、断熱材をいう。

#### (2) 石綿が使用されている吹付材等をむき出しの状態にしている理由

石綿が使用されている吹付材等がある事業所について、その吹付材等を除去、封じ込め又は囲い込みをせず、むき出しの状態にしている理由(複数回答)をみると、「除去等の工事を行う予定」が 32.4%、「損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため」が 31.0%、「通常の使用に支障はなく、特に対応が必要と考えていないため」が 29.9%となっている(第8表)。

第8表 石綿が使用されている吹付材等をむき出しの状態にしている理由別事業所割合

<令和3年> (単位:%)

区分	石綿が使用されている吹付材等がある事業所計 <sup>1)2)</sup>		むき出しの状態にしている理由(複数回答)						
			損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため	除去等の工事に費用がかかるため	除去等の工事に手間がかかるため	通常の使用に支障はなく、特に対応が必要と考えていないため	除去等が法令上の義務ではないと考えているため	除去等の工事を行う予定	その他
(事業所規模)	[ 19.5]	100.0	31.0	17.8	12.8	29.9	2.6	32.4	17.6
1,000人以上	[ 36.0]	100.0	55.1	20.6	15.5	22.0	3.7	44.0	24.4
500～999人	[ 38.8]	100.0	54.1	10.5	5.4	46.2	-	26.5	5.4
300～499人	[ 53.8]	100.0	21.8	0.3	19.1	43.1	5.6	58.1	4.2
100～299人	[ 20.7]	100.0	43.3	7.0	0.4	37.0	8.6	48.0	2.8
50～99人	[ 14.5]	100.0	42.2	11.1	7.3	31.7	2.1	41.1	4.4
30～49人	[ 13.9]	100.0	30.3	37.4	7.3	48.6	3.8	10.2	4.7
10～29人	[ 20.0]	100.0	25.4	20.5	16.9	24.2	1.1	28.0	26.5

注:1) [ ]は、事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所のうち、石綿が使用されている吹付材等がある事業所の割合である。

2) 「石綿が使用されている吹付材等がある事業所計」には、「むき出しの状態にしている理由不明」を含む。

#### 4 産業保健に関する事項

##### (1) 一般健康診断の有所見者への措置内容

過去1年間(令和2年11月1日から令和3年10月31日までの期間)に一般健康診断を実施した事業所のうち所見のあった労働者がいる事業所の割合は66.1%となっている。

このうち、所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)をみると、「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った」が74.9%となっている。(第9表)

第9表 一般健康診断の有所見者の有無及び有所見者への措置の内容別事業所割合

<令和3年>		(単位:%)						
区分	一般健康診断を実施した事業所計 <sup>1)2)</sup>	所見のあった労働者がいる <sup>3)</sup>		措置を講じた	所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)			再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った
					健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた	地域産業保健センター(地域窓口)の医師又は歯科医師から意見を聴いた	再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った	
(事業所規模)	[ 91.4]	100.0	66.1	(100.0)	( 92.1)	( 31.2)	( 8.2)	( 74.9)
1,000人以上	[ 99.3]	100.0	93.2	(100.0)	(100.0)	( 81.3)	( 3.5)	( 93.8)
500～999人	[ 97.6]	100.0	94.0	(100.0)	(100.0)	( 67.7)	( 3.3)	( 92.3)
300～499人	[ 99.9]	100.0	91.8	(100.0)	( 98.1)	( 61.6)	( 4.5)	( 89.2)
100～299人	[ 98.7]	100.0	90.3	(100.0)	( 98.0)	( 60.2)	( 2.1)	( 84.7)
50～99人	[ 98.4]	100.0	82.3	(100.0)	( 95.3)	( 52.2)	( 4.1)	( 80.8)
30～49人	[ 95.5]	100.0	71.6	(100.0)	( 92.7)	( 33.0)	( 14.5)	( 78.7)
10～29人	[ 89.0]	100.0	60.4	(100.0)	( 90.5)	( 22.7)	( 8.2)	( 71.4)

  

区分	所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)						所見のあった労働者はいない
	就業場所の変更や作業転換の措置をとった	労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった	作業環境管理・作業管理の見直しのため、作業環境測定を実施した	作業環境管理・作業管理の見直しのため、施設又は設備の整備・改善をした	その他	措置を講じなかった	
(事業所規模)	( 3.2)	( 5.0)	( 2.2)	( 1.8)	( 5.5)	( 7.9)	24.9
1,000人以上	( 20.1)	( 47.5)	( 10.2)	( 8.0)	( 8.4)	( -)	0.5
500～999人	( 12.0)	( 23.6)	( 7.5)	( 4.9)	( 3.1)	( -)	0.0
300～499人	( 10.0)	( 14.5)	( 8.1)	( 6.6)	( 4.4)	( 1.9)	0.2
100～299人	( 6.4)	( 12.9)	( 5.6)	( 3.1)	( 3.1)	( 2.0)	2.0
50～99人	( 5.2)	( 7.3)	( 3.5)	( 1.8)	( 4.3)	( 4.7)	7.0
30～49人	( 3.9)	( 7.4)	( 4.3)	( 2.9)	( 5.0)	( 7.3)	18.2
10～29人	( 2.0)	( 2.7)	( 0.8)	( 1.2)	( 6.2)	( 9.5)	31.0

注:1) [ ]は、全事業所のうち、一般健康診断を実施した事業所の割合である。

2) 「一般健康診断を実施した事業所計」には、「所見のあった労働者の有無不明」を含む。

3) ( )は、所見のあった労働者がいる事業所のうち、所見のあった労働者に講じた措置内容別にみた割合である。

##### (2) 治療と仕事を両立できるような取組の状況

傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は41.1%となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)」が91.1%、次いで「両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)」が36.0%となっている。(第10表)

第10表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和3年>

(単位:%)

区分	事業所計 <sup>1)</sup>	治療と仕事を両立できるような取組内容(複数回答)								治療と仕事を両立できるような取組がない
		治療と仕事を両立できるような取組がある <sup>2)3)</sup>		通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)	相談窓口等の明確化	両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等)	労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	その他	
(事業所規模)	100.0	41.1	(100.0)	(91.1)	(32.1)	(36.0)	(18.9)	(14.6)	(2.6)	56.5
1,000人以上	100.0	85.0	(100.0)	(95.7)	(62.7)	(62.2)	(61.2)	(26.2)	(2.8)	13.5
500～999人	100.0	74.6	(100.0)	(94.8)	(53.2)	(55.4)	(53.1)	(31.2)	(0.6)	23.7
300～499人	100.0	73.3	(100.0)	(89.8)	(37.6)	(45.6)	(30.6)	(17.8)	(5.9)	25.7
100～299人	100.0	65.3	(100.0)	(89.0)	(36.8)	(43.7)	(24.3)	(18.1)	(0.9)	33.6
50～99人	100.0	44.9	(100.0)	(88.9)	(36.7)	(39.1)	(25.2)	(23.9)	(2.7)	52.3
30～49人	100.0	47.8	(100.0)	(92.4)	(39.1)	(40.8)	(20.0)	(16.4)	(0.6)	49.2
10～29人	100.0	37.2	(100.0)	(91.3)	(28.7)	(32.9)	(16.3)	(12.0)	(3.2)	60.5

注:1)「事業所計」には、「治療と仕事を両立できるような取組の有無不明」を含む。  
 2)「治療と仕事を両立できるような取組がある」には、「治療と仕事を両立できるような取組内容不明」を含む。  
 3) ( )は、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所のうち、治療と仕事を両立できるような取組内容別にみた割合である。

治療と仕事を両立できるような取組がある事業所のうち、取組に関し困難や課題と感じていることがある事業所の割合は79.9%となっている。

このうち、困難や課題と感じている内容(複数回答)をみると、「代替要員の確保」が70.5%、次いで「上司や同僚の負担」が48.3%となっている。(第11表)

第11表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組に関し困難や課題と感じている内容別事業所割合

<令和3年>

(単位:%)

区分	治療と仕事を両立できるような取組がある事業所計 <sup>1)2)</sup>		困難や課題と感じていることがある <sup>3)</sup>		困難や課題と感じている内容(複数回答)					
					代替要員の確保	上司や同僚の負担	主治医との連携	就業制限の必要性や期間の判断	復職可否の判断	復職後の適正配置の判断
(事業所規模)	[ 41.1 ]	100.0	79.9	(100.0)	(70.5)	(48.3)	(13.2)	(29.5)	(27.2)	(25.5)
1,000人以上	[ 85.0 ]	100.0	86.5	(100.0)	(54.5)	(58.7)	(22.1)	(36.7)	(25.8)	(38.5)
500～999人	[ 74.6 ]	100.0	85.7	(100.0)	(57.6)	(52.2)	(25.3)	(31.3)	(28.0)	(36.5)
300～499人	[ 73.3 ]	100.0	83.0	(100.0)	(62.8)	(59.5)	(19.7)	(33.7)	(34.6)	(35.0)
100～299人	[ 65.3 ]	100.0	82.0	(100.0)	(67.1)	(55.4)	(20.6)	(35.7)	(37.4)	(37.7)
50～99人	[ 44.9 ]	100.0	84.1	(100.0)	(65.8)	(49.6)	(19.8)	(35.4)	(35.1)	(31.0)
30～49人	[ 47.8 ]	100.0	80.9	(100.0)	(73.5)	(49.7)	(19.9)	(26.3)	(31.7)	(27.3)
10～29人	[ 37.2 ]	100.0	78.5	(100.0)	(71.3)	(46.5)	(9.2)	(28.5)	(23.3)	(22.2)

区分	困難や課題と感じている内容(複数回答)									困難や課題と感じていることは特になし
	柔軟な勤務形態の整備	病状の悪化や再発防止の対策	休職を繰り返す労働者への対応	個人情報の取扱い	病気や治療に関する情報の入手	治療と仕事の両立の重要性に対する意識啓発	社内の相談体制の確保	社外で相談・連携できる組織の活用	その他	
(事業所規模)	(26.4)	(25.9)	(30.4)	(13.4)	(12.8)	(10.5)	(9.2)	(7.0)	(0.5)	15.8
1,000人以上	(34.9)	(33.8)	(57.9)	(16.3)	(12.7)	(29.2)	(5.3)	(12.2)	(3.1)	11.4
500～999人	(31.0)	(31.6)	(57.3)	(10.7)	(8.4)	(13.5)	(5.9)	(4.0)	(-)	11.1
300～499人	(33.9)	(45.7)	(52.5)	(20.2)	(10.3)	(18.3)	(19.5)	(7.3)	(1.6)	12.0
100～299人	(33.6)	(38.6)	(41.8)	(22.6)	(17.0)	(16.9)	(14.8)	(10.6)	(1.6)	13.2
50～99人	(25.8)	(27.1)	(42.4)	(15.2)	(12.5)	(10.9)	(7.5)	(7.6)	(0.2)	11.6
30～49人	(23.3)	(19.7)	(29.4)	(14.4)	(10.8)	(11.7)	(10.7)	(9.5)	(0.5)	15.8
10～29人	(26.3)	(25.3)	(26.5)	(11.6)	(13.0)	(9.1)	(8.2)	(5.8)	(0.4)	16.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合である。  
 2)「治療と仕事を両立できるような取組がある事業所計」には、「困難や課題と感じていることの有無不明」を含む。  
 3) ( )は、困難や課題と感じていることがある事業所のうち、困難や課題と感じている内容別にみた割合である。

## 5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項

### (1) 高齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合は75.6%[令和2年調査74.6%]となっており、このうち高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は78.0%[同81.4%]となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更」が41.4%[同45.7%]、「作業前に体調不良等の異常がないかを確認」が36.1%[同38.7%]となっている。(第12表)

第12表 60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				
			手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 75.6 ]	100.0	78.0	20.2	18.3	36.1	30.6
1,000人以上	[ 98.2 ]	100.0	90.3	44.4	20.0	36.2	70.4
500～999人	[ 95.3 ]	100.0	89.5	46.4	14.0	38.5	59.4
300～499人	[ 98.4 ]	100.0	89.9	39.8	15.8	32.4	48.3
100～299人	[ 94.4 ]	100.0	87.1	31.8	14.0	34.6	45.4
50～99人	[ 94.5 ]	100.0	85.2	23.2	13.4	35.9	38.4
30～49人	[ 84.4 ]	100.0	79.0	18.6	14.7	40.9	36.5
10～29人	[ 69.9 ]	100.0	75.4	18.5	20.4	35.2	26.0
令和2年	[ 74.6 ]	100.0	81.4	20.7	16.9	38.7	34.8

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)						
	医師等による面接指導等の健康管理を重点的にやっている	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒・墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業(機械の運転業務等)に従事させないようにしている
<b>令和3年</b> (事業所規模)	6.4	16.5	4.0	4.7	6.2	41.4	16.2
1,000人以上	27.9	48.6	9.3	18.3	14.9	44.0	20.2
500～999人	18.5	35.7	8.0	15.6	12.2	48.5	21.6
300～499人	17.7	31.5	6.8	16.9	15.3	46.8	17.2
100～299人	13.5	25.3	6.7	7.9	10.7	44.1	16.5
50～99人	11.1	23.1	3.0	5.2	5.9	43.4	16.4
30～49人	10.6	22.1	5.1	5.8	9.5	43.6	16.6
10～29人	3.6	12.8	3.7	3.8	4.9	40.2	16.0
令和2年	7.4	19.4	3.8	4.6	6.2	45.7	16.3

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	その他	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	16.2	27.7	9.8	1.9	19.9
1,000人以上	20.6	35.3	29.7	1.8	9.3
500～999人	17.1	28.0	15.3	0.3	9.0
300～499人	14.7	31.0	21.3	6.2	9.4
100～299人	13.1	26.3	14.9	2.5	10.9
50～99人	14.0	28.0	15.3	2.4	12.0
30～49人	16.8	25.8	10.4	2.8	19.0
10～29人	16.7	28.1	8.0	1.5	22.5
令和2年	18.3	32.9	10.9	1.5	16.8

注:1) [ ]は、全事業所のうち、60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合である。

2) 「60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計」には、「高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

(2) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の状況

外国人労働者が従事している事業所の割合は15.5%[令和2年調査14.4%]となっており、このうち外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は87.5%[同89.8%]となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「定期的に必要な健康診断を受診させている」が59.8%[同62.3%]、「外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている」が43.3%[同49.8%]となっている。(第13表)

第13表 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	外国人労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>		外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている
				母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 15.5 ]	100.0	87.5	20.5	43.3	34.8	19.4
1,000人以上	[ 70.3 ]	100.0	93.8	20.4	40.8	29.1	20.2
500～999人	[ 52.8 ]	100.0	91.0	34.5	43.2	34.8	30.4
300～499人	[ 49.6 ]	100.0	91.7	29.3	38.2	33.7	23.0
100～299人	[ 37.6 ]	100.0	92.0	19.0	42.8	31.1	23.7
50～99人	[ 28.7 ]	100.0	88.1	18.1	45.7	23.2	12.7
30～49人	[ 18.1 ]	100.0	92.4	24.6	47.1	42.9	29.6
10～29人	[ 11.3 ]	100.0	84.4	19.6	41.6	36.8	16.8
令和2年	[ 14.4 ]	100.0	89.8	25.1	49.8	35.9	19.2

  

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)					
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	定期的に必要な健康診断を受診させている	産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	その他	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	<b>令和3年</b> (事業所規模)	19.7	25.7	59.8	19.7	4.3
1,000人以上	11.6	33.0	86.2	56.4	5.2	5.9
500～999人	29.7	27.0	80.7	44.9	4.0	8.0
300～499人	19.3	34.7	80.4	38.8	8.8	5.3
100～299人	23.2	24.6	73.4	31.2	5.0	6.1
50～99人	19.1	23.1	75.8	29.8	2.4	8.3
30～49人	23.3	28.2	54.6	16.8	7.1	7.3
10～29人	18.0	25.6	51.8	13.1	3.7	15.3
令和2年	25.2	29.6	62.3	15.7	7.0	9.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、外国人労働者が従事している事業所の割合である。

2) 「外国人労働者が従事している事業所計」には、「外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。